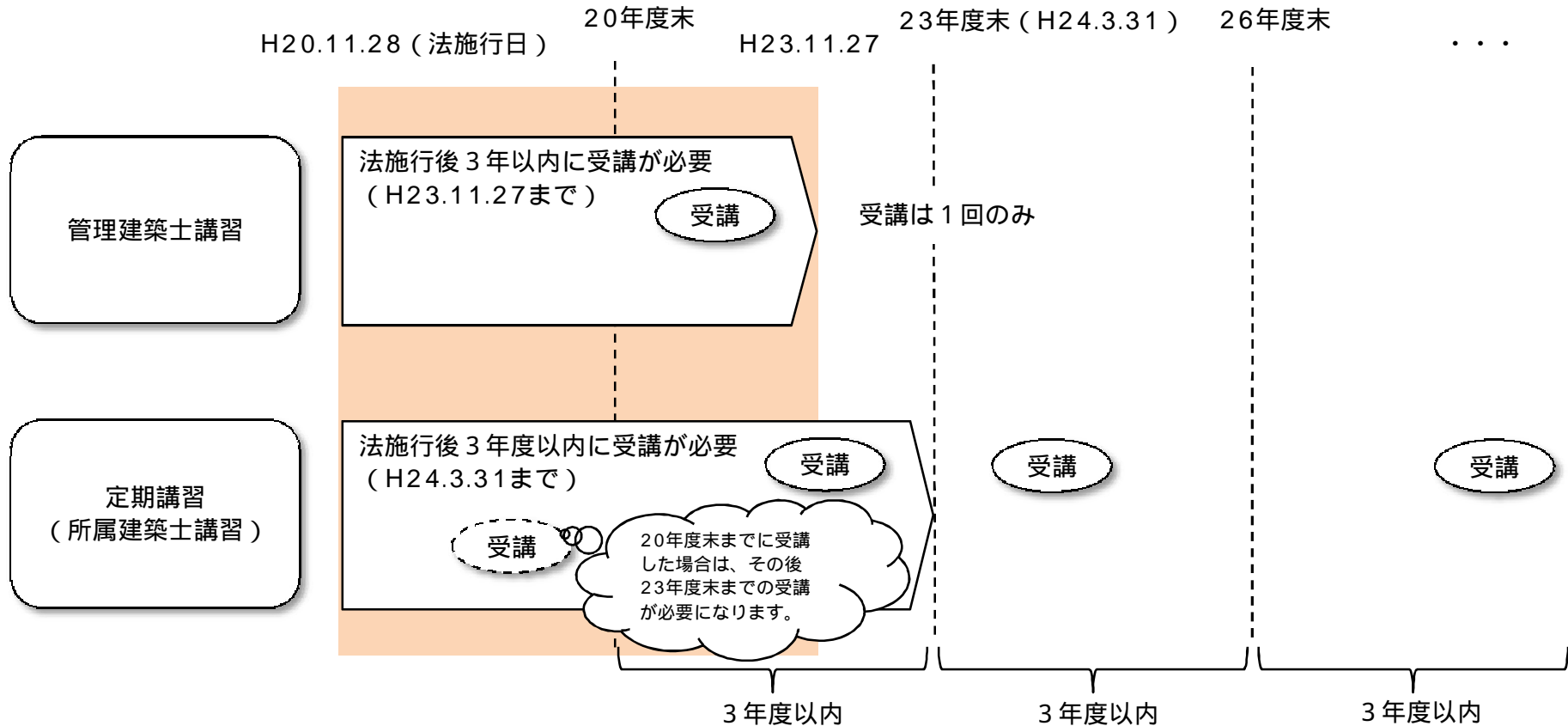


### ある管理建築士A氏の講習受講の例

A氏は、管理建築士になるための「管理建築士講習」を受講しなければなりません。

A氏は、法施行日にすでに管理建築士であるため、平成23年11月27日までに受講します。なお、管理建築士講習は、一度受講すればその後は受講する必要はありません。

また、管理建築士は、同時に所属建築士でもあるので、「定期講習（所属建築士講習）」を3年ごとに受講しなければなりません。



講習会の実施は、登録講習機関が行います。